

新 旧 対 照 表
指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について

改正	現行
別添 1 指定施設における業務の範囲等 1 福祉に関する相談援助業務の範囲 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号。以下「施行規則」という。）第 2 条第 1 号から第 13 号までに定める施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。 （ 1 ）略 （ 2 ）施行規則第 2 条第 2 号に規定する児童相談所にあつては、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条の 3 第 2 項第 6 号及び第 6 項に規定する児童福祉司、及び心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員（児童心理司）「児童相談所運営指針」（平成 2 年 3 月 5 日付け児発第 133 号厚生省児童家庭局長通知）第 2 章第 4 節に規定する受付相談員、相談員、電話相談員、児童指導員及び保育士 （ 3 ）施行規則第 2 条第 2 号に規定する母子生活支援施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 27 条第 1 項及び第 4 項並びに第 30 条第 1 項において準用する第 33 条第 1 項に規定する母子支援員（児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 71 号）による改正前の児童福祉施設最低基準第 27 条に規定する母子指導員を含む。）、少年を指導する職員、個別対応職員及び保育士、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」（令和 3 年 3 月 8 日子発 0308 第 4 号）別紙（自立支援担当職員加算実施要綱）に基づく自立支援担当職員 （ 4 ）～（ 8 ）略 （ 9 ）施行規則第 2 条第 2 号に規定する里親支援センターにあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 88 条の 6 に規定する里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者、「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（令和 6 年 4 月 8 日付けこ支家第 234 号）に規定する家庭支援専門相談員、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」別紙（自立支援担当職員加算実施要綱）に基づく自立支援担当職員、	別添 1 指定施設における業務の範囲等 1 福祉に関する相談援助業務の範囲 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号。以下「施行規則」という。）第 2 条第 1 号から第 13 号までに定める施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。 （ 1 ）略 （ 2 ）施行規則第 2 条第 2 号に規定する児童相談所にあつては、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条の 3 第 2 項第 6 号及び第 6 項に規定する児童福祉司、及び心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員（児童心理司）「児童相談所運営指針の全部改正について」（令和 6 年 3 月 30 日付けこ支第 164 号）第 2 章第 4 節に規定する受付相談員、相談員、電話相談員、児童指導員及び保育士 （ 3 ）施行規則第 2 条第 2 号に規定する母子生活支援施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 27 条第 1 項に規定する母子支援員（児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 71 号）による改正前の児童福祉施設最低基準第 27 条に規定する母子指導員を含む。）及び少年を指導する職員、「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（令和 6 年 4 月 8 日付けこ支家第 234 号）に規定する個別対応職員、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」（令和 3 年 3 月 8 日子発 0308 第 4 号）別紙（自立支援担当職員加算実施要綱）に基づく自立支援担当職員 （ 4 ）～（ 8 ）略 （ 9 ）施行規則第 2 条第 2 号に規定する里親支援センターにあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 88 条の 6 に規定する里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者、「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」に規定する家庭支援専門相談員、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」別紙（自立支援担当職員加算実施要綱）に基づく自立支援担当職員、「里親養育包括

「里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施について」（平成 31 年 4 月 17 日付け子発 0417 第 3 号）別紙（里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱）に基づく養親等相談支援員、<u>「児童福祉施設（こども家庭庁支援局家庭福祉課所管施設）における施設機能強化推進費について」（昭和 62 年 5 月 20 日付け児発第 450 号）別紙（施設機能強化推進費実施要綱）に基づく市町村連携支援員及びレスパイト・ケア担当職員</u> （10）～（14）略 （15）施行規則第 2 条第 5 号に規定する精神保健福祉センターにあつては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー及び<u>心理判定員</u> （16）略 （17）施行規則第 2 条第 7 号に規定する福祉に関する事務所にあつては、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 15 条第 1 項第 1 号に規定する指導監督を行う所員（査察指導員）、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 11 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 6 条及び第 7 条に規定する社会福祉主事（老人福祉指導主事）、社会福祉法第 15 条第 1 項第 2 号に規定する現業を行う所員（現業員）、「家庭児童相談室の設置運営について」（昭和 39 年 4 月 22 日付け厚生省発児第 92 号）別紙（家庭児童相談室設置運営要綱）第 5 に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（家庭児童福祉主事）及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（家庭相談員）、「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」（昭和 45 年 4 月 9 日付け社庶第 74 号）に規定する面接相談員、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）第 11 条第 1 項及び第 2 項に規定する女性相談支援員並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 8 条第 1 項に規定する母子・父子自立支援員、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331021 号）別添 1（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領）3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条の 7 第 1 項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員、<u>第 55 条の 10 第 1 項から第 4 項に規定する、子どもの進路選択支援事業に従事する支援員、被保護者就労準備支援事業に従事する被保護者就労準備支援担当者、被保護者家計改善支援事業に従事する家計改善支援員及び被保護者地域居住支援事業に従事する居住支援員</u> （18）～（30）略 2 施行規則第 2 条第 14 号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲	支援（フォスタリング）事業の実施について」（平成 31 年 4 月 17 日付け子発 0417 第 3 号）別紙（里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱）に基づく養親等相談支援員 （10）～（14）略 （15）施行規則第 2 条第 5 号に規定する精神保健福祉センターにあつては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー及び<u>心理判定士</u> （16）略 （17）施行規則第 2 条第 7 号に規定する福祉に関する事務所にあつては、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 15 条第 1 項第 1 号に規定する指導監督を行う所員（査察指導員）、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 11 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 6 条及び第 7 条に規定する社会福祉主事（老人福祉指導主事）、社会福祉法第 15 条第 1 項第 2 号に規定する現業を行う所員（現業員）、「家庭児童相談室の設置運営について」（昭和 39 年 4 月 22 日付け厚生省発児第 92 号）別紙（家庭児童相談室設置運営要綱）第 5 に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（家庭児童福祉主事）及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（家庭相談員）、「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」（昭和 45 年 4 月 9 日付け社庶第 74 号）に規定する面接相談員、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）第 11 条第 1 項及び第 2 項に規定する女性相談支援員並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 8 条第 1 項に規定する母子・父子自立支援員、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331021 号）別添 1（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領）3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員及び生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条の 7 第 1 項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員 （18）～（30）略 2 施行規則第 2 条第 14 号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲
--	--

施行規則第2条第1号から第13号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。 (1)～(9)略 (10) 都道府県社会福祉協議会 ・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年7月27日付け社援発0727第2号)別添17(日常生活自立支援事業実施要領)5(1)に規定する専門員、その他相談援助業務(主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。)を行っている職員 (11) 市(特別区を含む。)町村社会福祉協議会 ・「社会福祉協議会活動の強化について」(平成11年4月8日付け社援第984号)別紙(社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱)2に規定する福祉活動専門員その他相談援助業務(主として高齢者、障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。)を行っている職員 ・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年7月27日付け社援発0727第2号)別添17(日常生活自立支援事業実施要領)5(1)に規定する専門員、その他相談援助業務(主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。)を行っている職員 (12)～(21)略 (22) 児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行っている施設 ・<u>児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の8第1項に規定する</u>相談援助業務を行っている指導員、「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」に規定する個別対応職員、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」に規定する自立支援担当職員 (23) 児童福祉法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業を行っている児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院及び保育所等 ・相談支援業務を行っている職員 (24) <u>「ひとり親家庭等就業・自立支援事業の実施について」(令和7年5月9日付けこ支家第211号)別紙(ひとり親家庭等就業・自立支援事業実施要綱)に基づく「就業支援事業」</u>を行っている施設 ・相談援助業務を行っている相談員	施行規則第2条第1号から第13号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。 (1)～(9)略 (10) 都道府県社会福祉協議会 ・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年7月27日付け社援発0727第2号)別添18(日常生活自立支援事業実施要領)5(1)に規定する専門員、その他相談援助業務(主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。)を行っている職員 (11) 市(特別区を含む。)町村社会福祉協議会 ・「社会福祉協議会活動の強化について」(平成11年4月8日付け社援第984号)別紙(社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱)2に規定する福祉活動専門員その他相談援助業務(主として高齢者、障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。)を行っている職員 ・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年7月27日付け社援発0727第2号)別添18(日常生活自立支援事業実施要領)5(1)に規定する専門員、その他相談援助業務(主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。)を行っている職員 (12)～(21)略 (22) 児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行っている施設 ・相談援助業務を行っている指導員、「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」に規定する個別対応職員、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」に規定する自立支援担当職員 (23) 児童福祉法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業を行っている児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院及び保育所等 ・相談援助業務を行っている職員 (24) <u>「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」(平成20年7月22日付け雇児発第0722003号)別紙(母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱)に基づく「母子家庭等就業・自立支援センター事業」及び「一般市等就業・自立支援事業」</u>を行っている施設 ・相談援助業務を行っている相談員
--	--

(25) 略 (26) 「利用者支援事業の実施について」(令和6年3月30日付け成環第131号、こ支彦第122号、5文科初第2594号)別紙(利用者支援事業実施要綱)に基づく「利用者支援事業」を行っている施設 ・相談<u>支援</u>業務を行っている職員 (27) 略 (28) 「ひとり親家庭相談支援体制強化事業の実施について」(令和7年5月9日付けこ支家第214号)別紙(ひとり親家庭相談支援体制強化事業実施要綱)に基づく「就業支援専門員配置等事業」を行っている施設 ・就業支援専門員 (29) ~ (55) 略 (56) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」<u>別添 16</u>(ひきこもり支援推進事業実施要領)に基づくひきこもり地域支援センター ・ひきこもり支援コーディネーター、その他相談援助業務を行っている専任の職員 (57) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」<u>別添 32</u>(地域生活定着促進事業実施要領)に基づく地域生活定着支援センター ・相談援助業務を行っている職員 (58) ~ (62) 略 (63) 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関、同法第3条第4項に規定する生活困窮者就労準備支援事業を<u>行っている事業所</u>、同法第3条第5項に規定する生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所<u>及び同法第3条第7項に規定する子どもの学習・生活支援事業を行っている事業所</u> ・主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、<u>住まい相談支援員</u>、就労支援準備担当者、家計改善支援員(生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号)第1条の規定による改正前の生活困窮者自立支援法第2条第6項に規定する生活困窮者家計相談支援事業に従事する家計相談支援員を含む)<u>及び子どもの学習・生活支援事業従事者のうち相談援助業務を行っている職員</u> (64) ~ (65) 略 (66) <u>生活保護法第55条の10第1項に規定する、子どもの進路選択支援事業、第2項</u>	(25) 略 (26) 「利用者支援事業の実施について」(令和6年3月30日付け成環第131号、こ支彦第122号、5文科初第2594号)別紙(利用者支援事業実施要綱)に基づく「利用者支援事業」を行っている施設 ・相談<u>援助</u>業務を行っている職員 (27) 略 (28) 「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について」(<u>平成26年3月31日雇児発0331第5号</u>)別紙(ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業実施要綱)に基づく「就業支援専門員配置等事業」を行っている施設 ・就業支援専門員 (29) ~ (55) 略 (56) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」<u>別添 17</u>(ひきこもり支援推進事業実施要領)に基づくひきこもり地域支援センター ・ひきこもり支援コーディネーター、その他相談援助業務を行っている専任の職員 (57) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」<u>別添 33</u>(地域生活定着促進事業実施要領)に基づく地域生活定着支援センター ・相談援助業務を行っている職員 (58) ~ (62) 略 (63) 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関、同法第3条第4項に規定する生活困窮者就労準備支援事業を<u>行う事業所</u>及び同法第3条第5項に規定する生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所 ・主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、就労支援準備担当者及び家計改善支援員(生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号)第1条の規定による改正前の生活困窮者自立支援法第2条第6項に規定する生活困窮者家計相談支援事業に従事する家計相談支援員を含む) (64) ~ (65) 略 (66) <u>新設</u>
--	---

に規定する、被保護者就労準備支援事業、第3項に規定する被保護者家計改善支援事業及び第4項に規定する被保護者地域居住支援事業を行っている事業所

・子どもの進路選択支援事業に従事する支援員、被保護者就労準備支援事業に従事する被保護者就労準備支援担当者、被保護者家計改善支援事業に従事する家計改善支援員及び被保護者地域居住支援事業に従事する居住支援員

(67)～(69)略（以下、番号の修正のみは略）

(70) 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第82号）による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2の3第1項第1号に規定する第1号職場適応援助者助成金又は障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2第1項第1号若しくは第3号イに規定する訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人

・第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者

(71)(72)略

(73) 障害者の雇用の促進等に関する法律第27条に規定する障害者就業・生活支援センター

・「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」（平成14年5月7日付け職高発第0507004号、障発第0507003号）別紙1「障害者就業・生活支援センターの指定と運営について」に規定する主任職場定着支援担当者並びに別紙2「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱」に規定する主任就業支援担当者及び就業支援担当者並びに同通知別紙3「障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱」に規定する生活支援担当職員

(74)～(89)略

(90)「官民協働等女性支援事業の実施について」（令和7年4月22日付け社援発0422第1号）に基づく官民協働等女性支援事業を行っている事業所及び、同通知により廃止された「若年被害女性等支援事業の実施について」（令和6年3月29日付け社援発0329第82号）別紙（若年被害女性等支援事業実施要領）に基づく若年被害女性等支援事業を行う事業所

・相談援助業務又は自立支援を行っている職員

(91)～(94)略

(95) 児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業を行っている事業所

(66)～(68)略

(69) 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第82号）による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2の3第1項第1号に規定する第1号職場適応援助者助成金又は障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2第1項第1号に規定する訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人

・第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者

(70)(71)略

(72) 障害者の雇用の促進等に関する法律第27条に規定する障害者就業・生活支援センター

・「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」（平成14年5月7日付け職高発第0507004号、障発第0507003号）別紙2（障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱）に規定する主任就業支援担当者、就業支援担当者及び主任職場定着支援担当者並びに同通知別紙3（障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱）に規定する生活支援担当職員

(73)～(88)略

(89)「若年被害女性等支援事業の実施について」（令和6年3月29日付け社援発0329第82号）別紙（若年被害女性等支援事業実施要領）に基づく若年被害女性等支援事業を行っている事業所

・相談援助業務又は自立支援を行っている職員

(90)～(93)略

(94) 児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業を行っている事業所

・「妊産婦等生活援助事業の実施について」（令和 6 年 3 月 29 日付けこ支家第 184 号）別紙（妊産婦等生活援助事業実施要綱）に基づく支援コーディネーター及び母子支援員 <u>(96)</u> 略 <u>(97)</u> 児童福祉法第 6 条の 3 第 20 項に規定する児童育成支援拠点事業を行っている事業所 ・相談支援業務を行っている職員 <u>(98)</u> 略 <u>(99)</u> ・児童福祉法第 6 条の 3 第 22 項に規定する妊婦等包括相談支援事業を行う機関 ・相談支援業務を行っている職員 <u>(100)</u> 児童福祉法第 10 条の 3 第 1 項に規定する地域子育て相談機関 ・相談支援業務を行っている職員 <u>(101)</u> ・民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）第 2 条第 5 号に規定する民間あっせん機関 ・民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第 36 条第 1 項に規定する養子縁組あっせん責任者及び民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針（平成 29 年厚生労働省告示第 341 号）第 7 の 1（1）に規定する相談員 <u>(102)</u> 施行規則第 2 条第 1 号から第 13 号まで及び上記（1）から <u>(101)</u> までに定める施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設 ・当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている相談員 3 業務従事期間の計算方法 略 4 2 <u>(102)</u> の厚生労働大臣の個別認定の取扱い要領 (1) 認定基準 ア 当該施設における業務として、各種の福祉に関する相談援助業務を行うことが、定款、実施要領等において明記されていること。 （福祉に関する相談援助とは認められないものの例） 医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等 イ 上記 1 及び 2 の（1）から <u>(101)</u> までに定める職種と同等以上の福祉に関する	・「妊産婦等生活援助事業の実施について」（令和 6 年 3 月 29 日付けこ支家第 187 号）別紙（妊産婦等生活援助事業実施要綱）に基づく支援コーディネーター及び母子支援員 <u>(95)</u> 略 <u>(96)</u> 児童福祉法第 6 条の 3 第 20 項に規定する児童育成支援拠点事業を行っている事業所 ・相談援助業務を行っている職員 <u>(97)</u> 略 新設 <u>(98)</u> 児童福祉法第 10 条の 3 第 1 項に規定する地域子育て相談機関 ・相談支援業務を行っている職員 新設 <u>(99)</u> 施行規則第 2 条第 1 号から第 13 号まで及び上記（1）から <u>(98)</u> までに定める施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設 ・当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている相談員 3 業務従事期間の計算方法 略 4 2 <u>(99)</u> の厚生労働大臣の個別認定の取扱い要領 (1) 認定基準 ア 当該施設における業務として、各種の福祉に関する相談援助業務を行うことが、定款、実施要領等において明記されていること。 （福祉に関する相談援助とは認められないものの例） 医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等 イ 上記 1 及び 2 の（1）から <u>(98)</u> までに定める職種と同等以上の福祉に関する相談
---	---

相談援助業務を行っている相談員が配置されていること。 (2) 認定の手続 ア 社会福祉士養成施設等への入学又は入所に際して2 (102) に係るものについては、社会福祉士養成施設等において取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。 イ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 7 条第 4 号又は第 7 号に係る社会福祉士受験者については、同法第 10 条第 1 項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あて送付する前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。	援助業務を行っている相談員が配置されていること。 (2) 認定の手続 ア 社会福祉士養成施設等への入学又は入所に際して2 (99) に係るものについては、社会福祉士養成施設等において取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。 イ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 7 条第 4 号又は第 7 号に係る社会福祉士受験者については、同法第 10 条第 1 項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あて送付する前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。
--	---